

令和5年7月26日

第7回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第7回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和5年7月26日			招集場所	市民プラザかぞ 多目的ホール			
開会の日時	午後1時58分			閉会の日時	午後4時12分			
会 長	小 川 達 男			職務代理	松 本 昇			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠	
1	高 橋 雅 一	○		9	小 山 治 延	○		
2	久 保 文 夫	○		10	須 藤 秀 夫	○		
3	瀬 下 京 子	○		11	関 弘 明	○		
4	山 岸 和 男	○		12	松 本 昇	○		
5	嶋 村 淨	○		13	中 島 利 雄	○		
6	金 子 勇 一	○		14	小 川 達 男	○		
7	小 川 達 夫	○		15	小 坂 実	○		
8	松 本 榮 次 郎	○						
				加須市農業委員会事務局				
				局 長 駒 宮 敏 之				
				次 長 前 島 勝 己				
				主 幹 藤 間 みゆき				
				主 幹 渡 辺 昌 也				
				主 幹 関 田 毅				
				主 査 大 熊 健 太 郎				

開会 午後 1時58分

○局長（駒宮敏之君） 皆さん、こんにちは。

定刻前ですけれども、始めさせていただきます。

それと、先月、私、市議会の議会がございましたので、ここに出席ができませんでしたことをおわび申し上げさせていただきます。

それでは、これより令和5年第7回加須市農業委員会総会を始めさせていただきますと思います。

◇

◎開会の宣告

○局長（駒宮敏之君） それでは、松本職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） それでは、皆様、こんにちは。職務代理の松本です。

委員各位におかれましては、今日は梅雨が明けまして、本当に猛暑の中、ご多忙の中、出席いただきまして、深く感謝申し上げます。

それでは、これより令和5年第7回加須市農業委員会総会を開会いたします。

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございます。

◇

◎会長挨拶

○局長（駒宮敏之君） 続きまして、小川会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小川達男君） 改めまして、皆様、こんにちは。

本日は特に暑い、厳しい中、当総会にご出席いただきまして、衷心よりお礼を申し上げたいと思います。

先ほど、自宅を出るときに寒暖計を見ましたら、ちょっと今日は今までで一番暑いかなという気がいたしました。梨畑で直射日光が当たっているところが44度です。今までで最高です。そして、日陰が大体それよりマイナス5度ですから39度と、そういう今年一番という感覚でこの会場に参りました。

今後とも、梅雨明け十日という昔から言葉があるとおり、まだまだこの厳しい気象条件が続くと思います。今後とも皆様方、体調には十分注意いたしまして、体調管理をより一層やっってもらいまして、今後の委員会活動によろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、本日は多数の案件が上程されております。皆様方のご協力の下、進行がスムーズにできませばというふうを考えております。簡単でありますけれども、私のほうから挨拶いたします。ありがとうございました。

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございます。



◎出席委員数の報告

○局長（駒宮敏之君） 本日の総会ですけれども、委員15人全員の出席ということでございますので、農業委員会等に関する法律第27条3項の規定に基づきまして、本日の総会が成立していることをご報告いたします。



○局長（駒宮敏之君） それでは、早速、議事に入らせていただきます。

議長につきましては、農業委員会総会会議規則の第4条に基づきまして、小川会長に議長をお願いいたします。



◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小川達男君） それでは、よろしくお願ひします。

日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に、

9番 小山 治 延 委員及び

10番 須藤 秀 夫 委員

の両委員さんを指名いたします。

◇

◎取下願の報告

○会長（小川達男君） 議事に入る前に2件の取下願が提出されております。

本日の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち、議案書1ページの3条の3番樋遣川地区及び議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち、議案書8ページの5条の11番樋遣川地区の案件については取下願が提出されておりますので、本日の議案からは除かれますことをご報告いたします。

◇

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の7件を議題といたします。

初めに、1番及び2番の三俣地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

3条の1番と2番は、譲受人及び譲渡人が同一で関連がございますので、一括にてご説明させていただきます。

位置図1ページをご覧ください。

両案件は、交換による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は兩人ともに農作業の効率化を図るため、譲渡人につきましても、兩人ともに農作業の効率化を図るため、なお、譲受人は兩人ともに農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

7月16日の日曜日午前中に、両名のお宅を訪問しました。訪問する前に両現地を確認をしました。両土地とも管理された田んぼで、1つは稲が植わってありました。1つは管理されて草も生えていない更地でした。

まず、位置図をご覧いただくと分かりますとおり、向かって右側の一番端、これが さんのお宅です。それから、物件の上のほうには と書いてある、これが さんのお宅です。

まず、 さんにつきましては、現在どなたも住んでおりません。空き家でございます。

さんは で、現在 のほうで 及び 等を で先生をしております。 さんのほうにつきましては、ほとんど身の回りの土地を耕しているという程度でございます。こちらのほうの交換によりまして、まず さん を交換をしますと、 さんの前の土地が全て さんの土地、整形になります。 さんにつきましては、この さんですか、 さんから隣の土地、この四角のところは全て さんの土地になりまして、耕作しやすいということで、両者合意したと聞いております。

先ほどお話ありましたように、両者の農機具につきましても、 さん、 さんにつきましても農機具等はそろっています。特に さんは の駅前からここまで耕作をしに来ておりますので、トラクター等も新しいものを購入しております。もう今は2町先をだけでやられるそうです。そういうわけで、効率のよい仕事がしたいということで、今回の提案となったそうです。

農地法の観点からも何ら問題ないと存じますので、ご審議のほうよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、1番の三俣地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、2番の三俣地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、4番及び5番の不動岡地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

第3条の4番と5番は、隣接地で譲受人が同一であり関連がございますので、一括にてご説明いたします。

位置図3ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は耕作地の拡大のため、譲渡人はどちらも高齢化と農業縮小のため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

す。

以上でございます。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番(小川達夫君) 7番、小川です。

7月16日、日曜日午前中に、儘田推進委員さんと さん宅を訪問いたしました。

物件は さんちのすぐ前ですので、物件も見させていただきましたけれども、もう草ぼうぼうの放置農地状態でした。本物件は、昔、 さんと さんの 同士が大変親しい仲だったそうで、 さんのご実家が の さんということで、お二人で何かお仕事に使う土地ということで、今回の譲受人の さん宅から購入した土地だそうです。本人たちがいらっしゃったときは使っていたそうなんですけれども、その後、時がたっておのおのお子さんたちの所有になってからは、ほとんど手つかずの放置状態になってお

りまして、自宅も遠方ということから、購入したときの さん宅に 氏側から管理できないので引き取ってもらいたいという依頼があったそうです。 さんにおきましても、身の回りの土地を耕しておりますので、どうせならそんなに手間はかからないということで、引き取ってもいいということで同意したということです。

農地法に鑑み、何ら問題なしと判断をいたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、4番の不動岡地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、5番の不動岡地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、6番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図4ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は現在所有の農地と地続きであるため、譲り受けることができれば耕運機等での作業もしやすく、栽培する作物を増やすことも可能であるため、譲渡人は市外在住のため自分が耕作することは不便であるためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松本榮次郎君） 8番、松本です。

7月17日、夢川推進委員さんと現場を確認してきました。ページ、4ページの図面を見ていただければ分かると思うんですけども、この さんの家の隣、この の右にと書いてある、これが さんの自宅でございます。今、枠で囲っている の場所は、今回、 と書いて と読むんですけども、 さんの畑でございますが、これは前回のこの農業委員会でも上がったんですけども、第5条の関係で上がりましたが、

第5条については駐車場ということで以前あったんですけれども、これを取下げということで、駐車場にする予定にしていた方が転勤になっちゃって駐車場にできないということで、現在、
の前の畑が さんの畑でちゃんと管理されていました。特に後ろの畑、
これも さんがもうできないということで提供したいということなので、そんなことで特に今回問題はないというふうに判断しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

どうぞ。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

さんの自作地が1アール。

（「1アール」と言う人あり）

○1番（高橋雅一君） 1アールって本当に、でもその前が自作の畑があるという今説明だったので、ちょっとこの数字が違うんじゃないかなと思って質問してみたんですけれども、つまらないところで質問で申し訳ないですけれども。

○事務局（渡辺昌也君） すみません、そうですね、こちらの申請のほうには一応142平米の自作地ということで申請が上がっております。

○次長（前島勝己君） 142だと大体 が184ですから、大体感じ的には。これ四捨五入しちゃったんで、すみません。1アールで四捨五入になっちゃうので。

○1番（高橋雅一君） すみません、つまらない質問で。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（発言する人なし）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

6番の志多見地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、7番の騎西地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図5ページ、6ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は農業経験を有し、近隣地を耕作し、効率的に経営規模の拡大を行うことができるため、譲渡人は農業経験が全くなく、今後も農業に従事する予定はないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関と申します。

7月17日月曜日に、下崎地区の増田推進委員さんと現地確認を行ってまいりました。

譲渡人と譲受人は の関係でございまして、当日は本申請の代理人の さん、そして譲受人の さんに立ち会っていただき、お話を伺ってまいりました。

本年の4月の総会におきまして、同じ譲渡人、譲受人の関係で3条の許可申請が出されておきまして、許可になっております。今回、譲渡人の残っている農地をまた同じ さんが取得したいということで、申請が出たところです。

4月の総会のときは、譲渡人の さんは申請地の近くの 地区に住んでおりましたけれども、今回、 のほうに住所を移転しております。参考までに今まで譲渡人が住んでいた土地と建物、こちらにつきましても譲受人の さんが併せて取得をしていくと、こういった予定になっているということでございました。建物と宅地の取得に合わせて今回農地の取得申請に至ったというような話でした。

現地の状況ですけれども、5筆ありますけれども、全て田んぼで稲が作付されております。許可になった場合、収穫後、 さんが今後耕作をしていくという形になっております。

それから、耕作に必要な農機具につきましては、今度取得予定の旧の譲渡人が住んでいたところに農機具が一通りそろっておりまして、置いてありました。

以上のとおり、現地調査や聞き取り調査の結果、農地法の許可基準を満たしていると思われまますので、許可相当と判断してまいりました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

ありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の騎西地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、8番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図7ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は隣接地に居住しており、耕作することができるため、譲渡人は転居したため耕作できないための申請となっております。

なお、譲受人は農機具を保有していませんが、実家の農機具を共同利用する予定ということであることから判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（瀬下京子君） 3番、瀬下です。

この案件につきましては、今年の4月18日に譲受人の さんのほうからこの土地を買い
たいというご相談がありました。大和支所の農政建設課に譲渡人の さんに売買の意
向があるか確認をしてもらいました。その結果、接続道路がないということと、あと現在
のほうに居住されているので管理ができないということで、売買の確認が取れましたので、
4月21日、田村推進委員と譲受人の さんと の立会いの下、現地調査
とお話を伺ってきましたので、今回は現地調査は行っていません。

現地は、位置図でも分かるとおり、申請地の左上が さんのご自宅で、右上が、
さんが のおうちになっております。現地のほうはちょっと草が生えておりまして、
大きな木も2本ほど生えている状態でした。以前は、譲渡人の さんの知り合いの方が管
理をされておりましたが、その方も亡くなってしまったということで、譲受人の さんと
が何回か除草をしているんですけども、除草剤のお金とか労力のことを考えると、
自分で買いたいということになったので、今回の申請になりました。

今後、その許可が下りましたら、ご実家のほうの機械をお借りして耕して家庭菜園をした
いということでした。

以上をもちまして、譲渡人の売買の意向の確認も取れたということでしたので、やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番の原道地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の2件を議題といたします。

初めに、1番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図8ページ及び土地利用計画図の4-1をご覧ください。

本案件は、既存の自己用住宅用地として使用しておりましたが、農地であることが判明したため改めて申請し、許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、現在申請地に建物が建っている状況ですが、始末書が添付されており、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松本榮次郎君） 8番、松本です。

この件については、7月17日、夢川推進委員さんと私で自宅に訪問し、確認をしてまいりました。 さんのお宅でございますが、 がこの家の ということで、

のほうから説明がありました。内容については、今事務局のほうで説明あったとおりでございます。当時、その農地を建築許可を取らないで家を建てたということで、40年前に建てたということで、将来子供のために何とかこうしたいということで申請をしているということございました。

私ども、一応許可相当と判断してまいりました。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

どうぞ。

○11番（関 弘明君） 11番の関と申します。

今回の申請につきまして、農地法の許可を取らないで家を建ててしまったということで、改めて既成事実として申請を出されたんだと思うんですけども、実は私の近くでも同じような相談を受けていまして、農地に復元をしないで既成事実として許可になる案件と、この案件は農地に戻さなきゃいかん、取り壊さなくちゃいかんと、そういう場合もあるかと思うんですけども、その辺の判断基準、どういう場合は既成事実として申請が認められるのかというのを教えていただければと思います。

○事務局（渡辺昌也君） すみません、関さんの質問なんですけれども、基本は線引き前に例えば許可を取らずに建てちゃったものとかということであれば、既成事実という形で対応したりするんですけども、線引き後であっても、そのときの状況、個別の判断という形で対応している現状なんですけれども。

あとは、用途として自己用住宅なのか、また業をなすもの、利益を得るもののようなものもあったり、経済的にそれを壊してまた建築できる見込みがあるものなのかとか、いろんなものを加味した上で判断していく現状です、現在のところは。

以上です。

○11番（関 弘明君） 分かりました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図9ページ及び土地利用計画図の4-2をご覧ください。

本案件は、既存の自己用住宅用地として使用していたが、農地であることが判明したため改めて申請し、許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、現在申請地に建物が建っている状況ですが、始末書が添付されており、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

以上でございます。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番(高橋雅一君) 1番、高橋です。

7月16日、新井推進委員さんと さん宅を訪れ、現場確認等を行いました。 さんのさんと話を聞くことができました。事務局どおりの説明で、自分が生きているうちにちゃんとしておいたほうがよいということでした。

許可相当と判断してまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

どうぞ。

○5番(嶋村 浄君) 5番、嶋村です。

これ、宅地もかなり面積ありますよね。今回の約941平米かな、これ。いつ頃離れをつくったんですかね。先ほどの線引き前とかなんですかね。

○事務局(渡辺昌也君) 一応こちらで確認できる昭和55年頃というところをお願いします。

○5番(嶋村 浄君) 分かりました。

○会長(小川達男君) ほかにありますか。

(発言する人なし)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い

します。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の19件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図10ページ及び土地利用計画図の5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、長屋住宅1棟4戸を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

7月19日、推進委員の梅田さんと野本さん、譲受人の代理人、
さん、譲受人、
さんが依頼した
の
さん、譲渡人の
さんの
6人で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。

現地は、古くからの集落が多く、その中心にある
の南側に位置し、既に30軒ぐら
いの新興住宅が立ち並ぶ一角で、地目は畑430平米です。申請地には既に区画され、南の
道路と同程度の地づらで、譲受人の
さんは
の
を通じ申請地の所有者で譲
渡人である
さんからこの土地を購入し、1棟4戸の長屋住宅を建設して生活維持のため
に賃貸し住宅の経営を考えたとのこと。譲渡人の
さんは農家ですが、耕作はしてお
らず、将来の生活を考え、この土地を手放すとのこと。

このようなことから、本件の申請につきましては、農地法の許可基準から判断いたしましても何ら問題はなく、許可相当と判断した次第でございます。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、報告を終わります。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

どうでしょうか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図11ページ、12ページ及び土地利用計画図の5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅11棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまふ。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

7月21日、推進委員の梅田さんと野本さん、譲受人、
の社員
さん、譲受人の代理人で の の さん、譲渡人の さん、 さんの7人で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。

現地は、昔からの集落地の面影を残していますが、周辺の宅地化が著しく、譲渡人お二人の田が広く残った状況で、その田は今年から稲の作付をやめて、トラクターで耕したのみの

状態となっております。譲渡人はともに農業の後継者が後を引き継がず、高齢となった今、将来の生活を考え、この土地を手放すとのことと。

建売住宅11棟の転用を目的とした本件の申請につきましては、農地法の許可基準から判断いたしましても何ら問題はなく、許可相当と判断した次第でございます。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図13ページ及び土地利用計画図の5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地1区画とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのこととであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

7月20日、推進委員の梅田さんと野本さん、譲受人の 〇〇〇さんの4人で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。

譲渡人の 〇〇〇さんは都合が悪く、申請地には来られませんでした。近隣にお住まいの農家だそうです。代理人にお聞きしたところ、申請地は地目が田の441平米で、何十年と耕

作せず、雑草管理のみの状態が今も続いているとのこと。周辺は住宅建設が著しく、農地は見当たらない環境で、高速道路の上をオーバーブリッジしている箇所は県道加須幸手線のとなっており。このような状況にあることで、譲受人の から申請地の購入依頼があったことが契機となり、将来の生活を考えてこの土地を手放すと聞いておりますとのことでした。

翌日、2人の推進委員とともに譲渡人の さん宅を訪問しました。本人は不在でしたが、高齢の と話をすることができて、 年前に と してから の本人と であること、それ以来農業はやめているとのことなどのお話を聞くことができました。このようなことから、本件の申請につきましては、農地法の許可基準から判断いたしましても何ら問題なく、許可相当と判断した次第でございます。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、4番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図14ページ及び土地利用計画図の5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権20年により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまひす。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

7月23日、推進委員の梅田さんと野本さん、譲受人の さんの 、 さん、代理人で 、 の さんの5人で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は 東の高速道路の側道 に面した、地目は田の499平米に自己用住宅を建設するとのことです。周辺は新興住宅が立ち並び、他の農地は目視できず、これによって影響を与える環境ではありませんでした。譲受人、 さんの さんは、 の のアパートに 歳の子供と ですが、申請の事由のとおり、この地は私の実家近くであり、これからの生活の基盤としていくにはこの上ない環境であると考えておりますとのことでした。なお、申請地は近隣に さんの実家の である譲渡人 さんから20年の使用賃借権を結ぶものです。

このようなことから、本件の申請につきましては、農地法の許可基準から判断いたしましても何ら問題はなく、許可相当と判断した次第でございます。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

どうぞ。

○11番（関 弘明君） 11番の関と申します。

議案書を見ますと、使用賃借権というふうに書かれていますが、無償の貸し借りの使用貸借の間違いではないでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） 質問にお答えします。

おっしゃるとおりでございます、さっき確認したんですけれども、使用賃借権の間違いでございます。失礼いたしました。訂正いたします。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

先ほどの議案ですが、ここには使用賃借権と書いてあります。また、使用賃借権ともあります。一応お金を払うのが賃借権、払わないのが貸借権。それぞれその人の都合があるかと思うんですが、例えば税金上の問題とかいろいろあると思うんですが、この議案の許可申請

書は、これは間違いなんではないでしょうか。賃借権は間違いで、貸借権のことですか。

(「はい、貸借で」と言う人あり)

○2番(久保文夫君) じゃ、私のほうも報告は訂正させていただきます。賃借権です。失礼しました。

○会長(小川達男君) ほかにありますか。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、5番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図15ページ及び16ページ、土地利用計画図の5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅23棟及び道路後退部分とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

以上でございます。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番(久保文夫君) 2番、久保です。

7月20日、推進委員の梅田さんと野本さん、譲受人の、さんの4人で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は、県道加須幸手線と の間に位置し、建設済みや建設中の住宅が多数目につく箇所の で、地目、畑3筆、田6筆の合計9,005平米の中に23棟の建売住宅を建設するものです。周辺の農地は僅かながら残存していますが、この地域は小中学校やコミュニティー施設及び 駅に近く、県道が交差した交通の要衝であることから、周辺環境は近い将来大きく変貌するものと思われま

代理人の　さんは23棟の住宅を建設する申請地を見渡し、この周辺の環境が悪化しないよう法令に基づき適切に施行する計画であるとのことでした。

譲渡人の申請箇所は　さんが8,867平米、　さんが138平米であり、代理人の　さんからその所在地の確認を受けました。譲渡人の生活状況や申請事由などその詳細は分かりませんが、家は申請地の近くで目視できるところにありますとのことで、そこに目を向けると人が見えたので、現地確認後、譲渡人の　さんの自宅を訪問しました。本人は申請地に去年まで稲を作付していましたが、今年田植え機が壊れたこと、それが契機で農業をやっているのは将来の生活は不安であると考えて、農地を手放すことに決めましたとのことです。

このようなことから、本件の申請につきましては、農地法の許可基準から判断いたしましても何ら問題はなく、許可相当と判断した次第でございます。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　いいですか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、6番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図17ページ及び土地利用計画図の5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地7区画とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ない

ものと思われます。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

7月24日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地確認を行ったところ、申請地は水稻が管理されていまして。譲渡人の さんのお宅に行きましたが、本人がいなかったため、ご近所の譲渡人の さんにお話を伺ったところ、高齢となっているためと言われました。 さんのことを伺ったところ、 さんが 年前に亡くなり、お米を作ることが難しいとおっしゃっていました。それで、今回の申請に至ったとのことでした。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、7番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明します。こちらのご説明の前に、議案書のほうが使用貸借権となっておりますが、こちらは正しくは使用貸借権の間違いですので、訂正のほう、すみません、よろしくお願ひいたします。

それでは、ご説明いたします。

位置図18ページ及び土地利用計画図の5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権3か月により土地を借り受け、農地改良（一時転用）するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、3か月間の一時転用であり、盛土をし耕作が可能な土地にするため、農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思わ

れます。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

7月16日午後から、田村推進委員さんと、さん宅を訪問いたしました。物件のすぐ近くですので、行きながら見てまいりましたけれども、県道大越線というんですかね、大越新道というふうに言っておるんですけれども、それで、とさんの資材置場に隣接した低い土地でありまして、現在は何も作付されておられません。事務局の説明どおり、農地としては低くて不向きなものですから、譲渡人3人で協議した結果、さんに土地の改良を依頼して、盛土して畑にするということで合意したそうです。さんとさんにつきましては、ここ数か月でほかの土地も同じような案件でに依頼しておりますので、今回も同様の事案だということです。のに確認したところ、先方のほうから依頼がありまして、今までもやっているお仕事ですので、快く引き受けたということです。

農地法上何ら問題なしと判断しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

どうぞ。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

前回の総会の際に、農地改良の際にこの平面図、断面図をつけていただきたいということでお願いしまして、今回ついていたので、とても助かりました。ありがとうございます。

ちょっと断面図の見方等がよく分からないところがあって教えていただきたいんですが、まず、A、AダッシュとB、Bダッシュの関係なんですけれども、A、AダッシュにつきましてはAのほうにコンクリートブロックというふうにかかれていまして、Aは畑なんですけれども、今回農地改良するところは高さがこの畑と同じ高さで埋立てをするという形だと思っておりますけれども、Aのほうはコンクリートブロックを設置すると。B、Bダッシュのほうにつきましては、やはりBのほうは畑、Bダッシュは道路なんですけれども、Bのほうも同じ既存の畑の高さと同じ高さで盛土をするような、一直線に並んでいるんですけれども、Bのほうについてはコンクリートブロックというふうには書かれていないんですが、これも

何かAのほうにブロックをしてBのほうはしないというような、それは何かあるんでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） お答えいたします。

A、AダッシュのほうのAの箇所のコンクリートブロックというお話なんです、こちら既存で既にあるブロック……

○11番（関 弘明君） 既存のブロック。

○事務局（渡辺昌也君） ええ。ですので、ご理解いただければ、よろしくお願いします。

○11番（関 弘明君） 分かりました。特にブロックを設置をして、隣の農地に被害が行かないようにしなくてはいけないというようなところはないわけですね。

○事務局（渡辺昌也君） そうですね。改めて新規で設置するというものではございません。

○11番（関 弘明君） 私の家の近所でやはり農地改良の問題がちょっと出ていまして、高さとかもろもろ、今みんなで協議しているところなんですけれども、参考にしました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

ここで、休憩に入ります。

開会は3時15分に開会いたします。よろしく申し上げます。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時15分

○会長（小川達男君） それでは、再開いたします。

次に、8番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図19ページ、20ページ及び土地利用計画図の5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅21棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7月16日、日曜日の午後、田村推進委員さんと訪問してまいりました。

まず、地主さんの さん、 さん、 さんは、この地図にも載っている範囲の地主さんでございまして、そちらに訪問して事情を聞きました。物件はきれいに整備されておりました、草も刈ってありまして、今にも開発できそうな状況でございました。 さん、

さん、 さんにつきましては、もう数年前から了承していた事案でありまして、あとは さんと さんが了解すればもっと早く案件がまとまっていたということでした。特にお二人は さんで受け取った土地ですので、相続が済んでいなかったそうです。 さんがやっと相続が終わりまして、申請書類が全て調ったということで、 さんのほうからお聞きしております。こちらのほうは、位置図でもわかりますように、周りは全て住宅地になっております。左のほうも北のほうも さんが開発した地域でありまして、今回の二十数件につきましても、 さんが以前から計画をしておったところでございます、やっと実現するという事です。

農地法の観点からも本開発、何ら問題なしと判断をいたしました。ご審議よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

どうでしょうか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、9番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図21ページ及び土地利用計画図の5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅2棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関しまして市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上でございます。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番(小川達夫君) 7番、小川です。

7月16日午後に、田村推進委員さんと さん宅を訪問いたしました。まず、物件のほうは と が交わっているちょうど三角形の土地でございます。高速道路のほうが高くて土地は大変低い、水はけが悪く、今でもずぶずぶな土地になっておりまして、しばらく耕作はしていなさそうな土地でございます。

さん宅にお邪魔しまして、事情をお聞きしましたら、 さんは位置図で見まして左側の というお宅です。 さんは をやっておりましたが、亡くなってしましまして、 さんと さんでありまして、 さんのほうもこのところ亡くなってしましまして、ご本人、お年寄りさんと さん で生活してございまして、これから農地をどういうふうにしていくか、持て余している状況だったそうです。

今回、 さん仲介で さんが購入するというので依頼が来ましたので、大変喜んだという状況でございます。

農地法の観点からも何ら問題なしと判断しまして、ご審議よろしく願いいたします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、10番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図22ページ、土地利用計画図の5-10をご覧ください。

譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番(須藤秀夫君) 10番、須藤秀夫です。

7月19日に地区担当委員の森博司さん、寺田薫さんの3人で現地調査を行ってまいりました。

譲受人の さんの代理人であります さんに現地対応していただきました。現地の状況は、以前はこの地区一帯は陸田として稲作をしていたようですが、現在は耕作放棄地の状態になっており、草丈が胸ぐらいある場所もありました。太陽光発電施設として申請されている土地は、草が刈られ整理されておりました。

代理人の さんによりますと、 さんは加須市内に数か所の太陽光発電を稼働しているとのことです。管理体制は、 に営業所があり、年2回の除草作業、そのほか随時環境整備に当たり、周囲はフェンスで囲い、事業名、連絡先を明示しておくとのことです。光の反射等で住宅に影響はないと考えられ、また耕作放棄地の改善にもつながると思われま

す。

譲渡人の状況であります、譲渡人 さんの実家であり、現在 に住まいがあり、営農管理が難しいとのことです。

このようなことから、本件申請は状況を確認した結果、農地法の許可基準から判断いたしましても問題なく、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、12番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図23ページ及び土地利用計画図5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地1区画とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関と申します。

7月17日、月曜日に、推進委員の清水さんと増田さん、そして本申請の代理人の さんに立ち会っていただき、現地確認を行うとともに、お話を伺ってまいりました。

譲渡人の さんは高齢で足が悪く、また さんはいるんですけれども、会社勤めということで、当日は来られませんでした。

申請地ですけれども、若干草は生えておりましたけれども、耕うんすればすぐにでも作付できるような状態ですので、特に問題はないと思います。

譲渡人につきましては、先ほど述べたとおり、高齢で さんが会社勤めということで、耕作がなかなかできないというような状況なところ、今回の建物建築の話が来たため、売却を決定したとのことでした。

農地法5条の許可要件の立地基準につきましては、周辺は2種農地ということで住宅と農

地が混在しておりますので、問題はないと思います。そして、一般基準の周辺農地への営農の支障の関係ですが、申請地の北側と西側が畑になっておりますけれども、コンクリートブロックを設置し、被害防除対策を行うということですので、特に問題はないと思います。

また、農地転用の確実性につきましても、譲受人の 〇〇〇〇さんは加須市をはじめ近隣市町において建売住宅等の実績がありますので、問題はないと思います。

このようなことから、本申請は農地法の許可基準から判断しましても問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 2 番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、1 3 番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

こちらの案件につきましても、使用貸借権となっておりますが、使用貸借ということで訂正のほどよろしくお願いいたします。失礼いたしました。

それでは、ご説明いたします。

位置図 2 4 ページ及び土地利用計画図 5 - 1 3 をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借 3 0 年により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 1 種農地と判断されますが、農地法施行規則の第 1 種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当は私、1 4 番の小川ですので、私のほうから補足説明をさせていただきます。

この案件につきましては、7 月 2 2 日に推進委員の石川さんと共に現地調査及び聞き取り

調査を行いました。

まず、現地は集落内の畑であります。そして、集落内の生活道路の角地にありまして、適切に管理されておりました。そして、この譲渡人の さんの自宅は、角地の正面の 、

とありますけれども、これは1つの宅地内にあります。そして、譲渡人と今回の申請人の関係なんですけれども、 さんの の方が一応譲受人です。そういう関係だそうです。

それで、直接自宅のほうへ訪問いたしまして、譲渡人の さん宅へ訪問し、本人が留守だったんですけれども、 から呼び出してもらいまして、直接 さん本人からお聞きした内容が、先ほどお話しした が今回ここへうちを建てるとのことなんです。そして、ほかに自宅前じゃなくてもっといい場所があったんですけれども、そこは青地で、今回の申請場所は白地ということで、できれば白地に建ててもらいたいという形で今回の場所が決定されたというふうに話を聞いております。

あと、もろもろの内容は今事務局が説明したとおりでありますので、何ら問題なく許可相当として判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です、私のほうから。

この件につきまして、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

ありますか。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 3番の種足地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、1 4番、1 5番の高柳地区の案件については、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

5条の1 4番と1 5番は、隣接地で譲渡人が同一であり、関連がございますので一括にてご説明させていただきます。

位置図2 5ページ及び土地利用計画図5-1 4、5-1 5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 淨君） 5番、嶋村です。

7月19日の日に推進委員の金子さんとともに現地確認を行いました。

現地の土地はきれいに管理されておりまして、もう既に の管理地という看板が立っておりまして、そういう状況でした。当日は、譲渡人の さんと、さんはちょっと都合で、 なのですが、来られませんので、後ほど電話で確認いたしました。

この土地は、以前は さんの が陸田として耕作していたらしいんですね。近くにポンプ小屋というか、ポンプがありまして、そこで さんは一回 に出た方なんですけれども、みんな が亡くなってしましまして、戻ってきて相続したと。現在は で生活しております。前のこの土地は近くの方にいろいろこう管理してもらったんですけれども、その方もいなくなりまして、果たしてこれどうしたらいいものかということで、近くの不動産屋さんにご相談したところ、今回の案件の人脈だそうです。

いろんな事情を勘案してやむを得ないかなと判断いたしました。よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

どうぞ。

○11番（関 弘明君） 11番の関と申します。

先ほどの事務局さんの説明で、当該地は第1種農地ということでご説明がありました。新しい許可の例外ということで、建築可能というお話をいただいたところですが、1種農地、2種農地の違いといいますか、この地図で見る限り、先ほどの案件もそうなんです、結構家が周りに建っていて、第1種農地というのはおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の中にあるというような説明を受けているんですけれども、その辺の1種、2種の違いというものがちょっとよく分からないものですから、その辺を教えていただければと思

います。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

今回のご説明した5条の14、15につきましては、1種農地という形の判定になるんですけれども、今回の申請地のほうをご覧いただくような形、いただければと思うんですけれども、今回の申請地の南側の道路を挟んで南の土地に田んぼがつながっていると思うんですが、そちらからずっと東のほうに田んぼで抜けていく、東のほうに行つて南に下りていく、要は住宅で遮られないで田んぼがずっと一団の農地として連なっていく面積を事務局のほうで出したところ、1種農地に値する今回の申請地になりましたので、1種農地という判断をさせていただいている状況です。

先ほどの、その前の5条の13のほうも1種農地という判定をさせていただいているんですが、こちらの同じように位置図を見ていただいて、申請地が になるかと思うんですが、そちらから同じように南に行つていただくと建物がない絵になっているかと思うんですが、行つていただいて道路を挟んで建物のような絵があるんですが、これは実際現地はハウスになっておりまして、これで一応分断に当たらないという判断をもって、そのハウスを越えて、その先も農地が広がっている。この位置図の下まで行つてしまうんですが、そちらに農地が行つてしまうので、こちら1種農地という判定をしているものでございます。

以上でございます。

○11番（関 弘明君） ありがとうございます。

念のために確認をしたいんですが、加須市の地図の中にこの部分が1種農地ですよ、この部分は2種農地ですよというような、そういう区分けした地図みたいなものはあるんでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） お答えいたします。

現状ですと、そのような地図はございません。ですので、個別案件で、案件が上がってきたときに判定しているような状況でございます。

○11番（関 弘明君） 分かりました。

○事務局（渡辺昌也君） 以上でございます。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、14番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手を

お願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、15番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、16番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図26ページ、27ページ及び土地利用計画図5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅6棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、北川辺地域につきましては敷地面積3,000平方メートル未満の開発行為は許可不要であり、建築確認の見込みがあることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上でございます。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番(高橋雅一君) 1番、高橋です。

7月16日に荒井推進委員さんと現地の確認及び さん宅へお伺いしてまいりました。

現場のほうは、少々草は生えていましたけれども、大体管理はされているという形でした。

さん宅にお邪魔して話を聞いたところ、三、四年前に、井戸で水をくんでいたんですけども、その井戸が壊れて作付できない状況になったというお話です。それで、知り合いの不動産屋に話を聞いて、紹介してもらったそうです。

現場は、住宅に囲まれており、申請はやむを得ないと判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

以上です。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

16番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、17番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図28ページ及び土地利用計画図5-17をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、駐車場及び資材置場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、譲受人の経営する工場及び倉庫の隣接地で非常に利便性がよく、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

なお、土地利用計画図で明記されている旗ざおの形の車9台の絵があるかと思われますが、こちらについては今回の申請ではございませんので、一応この場をお借りしてご報告させていただきます。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

7月21日に、推進委員の町田さんと2人で現場確認に行っていました。

現地で譲受人の 代表 さん、それと代理の さんにお会いし、いろいろお話を伺ってまいりました。現地は小麦の収穫が終わってまいりました。

何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

○5番（嶋村 浄君） すみません、よろしいですか。

○会長（小川達男君） どうぞ。

○5番（嶋村 浄君） 申請事由で細かいことなんですけれども、こっちの譲受人の工場及び倉庫があり売却を打診したところ、これ購入じゃないですかね。購入を打診したところとい

う表現のほうがいいんじゃないかなという気がするんですけども、いかがでしょうか。譲渡人は相続により取得したが、農地として耕作の意思はなく、隣接地に譲受人の工場及び倉庫があり、売却というのは、これ売却は譲渡人だよ。だから購入だと思うんだ、これね。細かいことすみません。

○事務局（渡辺昌也君） おっしゃるとおりでございます。訂正させていただきます。

（「違うよ」と言う人あり）

○会長（小川達男君） 後ほど伺いいたします。

ほかにありますか。

どうぞ。

○12番（松本 昇君） 12番、松本です。

ちょっと読んじゃ、いい気もする。売却というか、自分で売却、買ってくださいというようなことだから、ここのところいい気もするかなと思う。売却したいので言ったというようにも見えるので、だからこれでもいいかなと思ったりはする。できるからもっと質問しました。

以上です。

○事務局（渡辺昌也君） そうですね、非常にちょっと、どちらでも読み取れそうなところなんですけど、やっぱりいいように解しますと、渡し人のほうが買ってくれというようなニュアンスで書かれているところがあるので、この形でもよろしいのかなというところで、させていただきますよよろしいでしょうか。

○会長（小川達男君） ほかに質問ありますか。

（「以上です」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

17番の東地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、18番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図29ページ及び土地利用計画図5-18をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場とするもので、必要添付書類が整

えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、本社事務所に近いことから管理がしやすく作業性もよいと考えており、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

7月20日に、推進委員の落合さんと2人で現場確認に行っていました。

現地で譲受人の 〃〃〃〃〃〃の代表の 〃〃〃〃〃〃さんにお会いし、いろいろお話を伺ってまいりました。現地は、昨年遊休農地の場所だったんですけれども、木が生えていたり雑草が生えていたりして、大変なところでした。遊休農地がすつとなくなるのでうれしく思っております。それで、業者さんに頼んだところ、きれいにしてもらおうとのことでした。大変お金もかかるそうです。

その結果、何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

どうぞ。

○11番（関 弘明君） 11番の関と申します。

申請地ですけれども、何か周辺に公共用地がたくさんありまして、市民の方がたくさん訪れるようなところと思うんですけれども、今回資材置場ということで、よくフェンスか何かで囲ったりして侵入の防止とか、そういった措置をされる場所は多いと思うんですけれども、今回の申請に関して境界との境を何らかの被害防除対策みたいなものは予定されているのでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） お答えいたします。

そうですね、現在の申請地の両サイドにつきましては、北側に既にフェンスで囲まれた土地になっておりまして、南側につきましてはブロック塀で囲われた土地になっております。道路に面したところにつきましては、カラーコーンとかバーを設置して、全体で講じるという事業の計画書になっております。

以上でございます。

○11番（関 弘明君） 既設で設置されているということですね、ブロック塀とかそういったものが。

○事務局（渡辺昌也君） はい、既に設置されているものですね。

○11番（関 弘明君） 分かりました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（発言する人なし）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

18番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、19番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図30ページ及び土地利用計画図5-19をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅12棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

7月19日に推進委員の落合さんと2人で現地確認に行っていました。

現地で譲渡人の さん、譲受人の さんの代理の さんにお会いし、いろいろないきさつやらお話を伺っていました。

草は刈ってあったんですけども、伸びているところも結構ありました。

その結果、何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。
ないですか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

19番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、20番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

すみません、こちらにつきましても、先ほどの使用貸借権のところ、使用貸借のほうに訂正でよろしくをお願いします。議案書のほうになります。

それでは、ご説明いたします。

位置図31ページ及び土地利用計画図5-20をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権20年により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

7月21日の午後に、地区担当委員の坂田さんとともに、譲渡人の さん、譲受人代理の さんから聞き取り調査を実施してきました。

譲渡人の さんのお話では、譲受人は で、子供の成長に伴って自己用住宅が必要となり に相談したとのことでした。

なお、譲渡人による今回の転用で残った農地は、昨年同様耕作するとのことでした。あわせて、この転用に伴う隣接農地への支障はないように見受けられました。

このようなことから、農地法の基準を満たしていると思われまますので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

20番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第4号「農地経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙議案第4号をご参照ください。

令和5年農地中間管理事業分、7月分、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分、合計1筆、面積3,222平方メートルとなっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われ、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、承認とすることに決定いたします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定にある「農業委員会の委員は、自己の同居親族若しくは配偶者に関する事項について、議事に参与することができない」ということに、私、小川達男が該当しますので、議事の間退席をいたします。

議事進行については、松本職務代理にお願いします。

(小川達男会長 退室)

○職務代理（松本 昇君） それでは、小川会長に代わりまして議事進行いたしますので、よろしく願いいたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙議案第5号をご参照ください。

令和5年7月分、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

促進計画につきましては、借受けを希望した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものです。それを受けて、希望者への農用地の貸付けが適当であるかの審議をよろしく願いいたします。

以上でございます。

○職務代理（松本 昇君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質問、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○職務代理(松本 昇君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

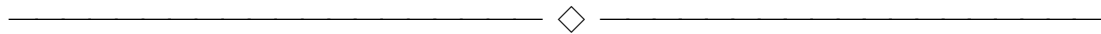
(挙手全員)

○職務代理(松本 昇君) 挙手全員でありますので、同意とすることに決定いたします。

議案第5号の議案審議が終了しましたので、退席している小川会長の入室をお願いいたします。

(小川達男会長 入室)

○職務代理(松本 昇君) それでは、議事進行を小川会長へ戻すことにいたします。



◎報告事項

○会長(小川達男君) それでは、進行を務めさせていただきます。

次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

それでは、報告第1号から第4号についてご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の11ページからご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」でございますが、相続による届出について8件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、14ページをご参照ください。「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について2件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、15ページをご参照ください。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出につきましては5件で、内容は資料のとおりです。

報告第4号、16ページからをご参照ください。「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について13件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

- 会長（小川達男君） 以上で、本日の総会に上程いたしました議案は全て終了いたしました。
これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。



◎閉会の宣告

- 局長（駒宮敏之君） 小川会長、議事進行、お疲れさまでございました。
それでは、最後になりますけれども、松本職務代理より閉会のご挨拶をお願いいたします。
- 職務代理（松本 昇君） 本日はお忙しい中を長時間にわたり、委員の皆様には、議案が今日は多く、長時間にわたり慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。
これをもちまして、令和5年第7回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会 午後 4時12分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和5年7月26日

会 長 小 川 達 男

署名委員 小 山 治 延

署名委員 須 藤 秀 夫